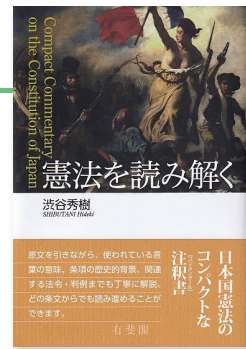


憲法を読み解く

渋谷秀樹

2021年6月発売 / 258頁 / 定価1980円(税込)
四六判 / 並製



編集
担当者
から

本書は、日本国憲法のコンパクトな注釈書〈コンメンタール〉です。憲法を一箇条ずつ読み解いて読者に示し、憲法を読んだときに浮かぶ素朴な疑問に答えられるようにしました。前文のさらに前の「上諭」から、最後の「補則」まで、すべて解説してあり、かつ、ほぼ全箇条について、明治憲法と対比しています。また判例についても、主要なものから直近のものまで、150件を紹介しています。

本書は必ずしも通読する必要はなく、関心のある条文の解説だけを読むという使い方もできます。あるいは、ニュース等で見聞きした言葉を事項索引で引き、関連する条項の解説を読むという、“憲法事典”的な使い方も可能です（そのため、事項索引は比較的詳しくにしています）。

「憲法のおとも」に、ぜひどうぞ。(S)

Point!

P

気になる条文をさっと引けます。

第33条 90

第三三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由のないことなる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

趣旨 犯罪捜査の過程で行われる身柄の拘束は、身体の所在に対する強力な制限になります。そこで個別の事件ごとにその正当性と必要性の各観的判断を第三者の法律専門家である「司法官憲」が事前審査をした上で発給する許可状、つまり逮捕令状を必須の要件としました。

背景 明治憲法二三条も「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕監禁……ヲ受クルコトナシ」としていました。これは「逮捕監禁」に法律上の根拠を要するとした規定です。しかしその判定権者が明示されていないので捜査当局の恣意的な逮捕監禁を効果的に抑制できませんでした。

現行憲法が採用した令状主義は捜索・逮捕・押収を合わせて規定したアメリカ合衆国憲法第四修正の「不合理な捜索および逮捕または押収に対し、身体、家屋、書類および所有物の安全を保障される」という人民の権利は、これを侵してはならない。令状は、宣誓または確約によって裏づけられた相当な理由に基づいてのみ発せられ、かつ

内容 捜索されるべきモデルとなるモラルと憲法（裁判官憲）（許可状）が、かつ犯恣意的に拘束認めました。

(2) 準現行い終つてからいて(柱書)号、②「職權」と思われる号、③「身体(三号)、④」も現行犯人と認めます。も接性を厳格にもよるのです。一問がな